

○保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する個別指導及び監査における弁護士の特同がある場合の対応について

平成 23 年 10 月 26 日付け 各地方厚生(支)局医療課長あて厚生労働省保険局  
医療課医療指導監査室長事務連絡

個別指導及び監査(以下「指導等」という。)における弁護士の特同については、その位置づけや実際の指導等における対応に関し、「医療指導監査部門の事務処理に係る取扱いについて」(平成 23 年 4 月 1 日保医発 0401 第 1 号保険局医療課長通知)によりお示した「医療指導監査業務等実施要領(指導編)」に記載しているところです。

しかしながら、弁護士の特同は、従来にも増して増加傾向にあり、当該実施要領の記載のみでは指導等において十分な取扱いができない旨の照会が寄せられたことから、別添のとおり考え方を整理しましたので、連絡します。

なお、本取扱いにつきましては、貴(支)局内及び貴管下事務所にも周知願います。

別添

保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する個別指導及び監査における弁護士の特同がある場合の対応について

保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師(以下「保険医療機関等及び保険医等」という。)の個別指導及び監査(以下「個別指導等」という。)において、弁護士が特同する事例が増加しているところ、その対応については、下記のとおりとする。

記

1 地方厚生(支)局が行う個別指導等は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。)第 73 条及び第 78 条に基づき、保険医療機関等の開設者、管理者や保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を行った保険医等の本人の出席を求め、個別事例についてカルテ、レセプト等の関係書類を基にこれらの者に直接確認すること等を通じ、保険医療機関等における保険診療の内容及び診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求について、個別指導は、これを周知徹底させることを主眼として、また、監査は、不正又は著しい不当が疑われる場合において的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としている。

開設者、管理者又は保険医等(以下「被指導(監査)者」という。)が選任した弁護士といえども、診療報酬の請求等を行った経緯や個別の患者に関する診療(調剤)内容やその根拠となった医学的判断等について直接承知していないため、当該弁護士が、被指導(監査)者に代わって個別指導等を受けたり、それらの者に代わって発言すること等の対応を行うことは、明文上も、前述の個別指導等の目的を達成することを困難にすることからも認められないというべきである。

また、第三者の立会いについては、行政手続法に基づく聴聞や訴訟と異なり、法では、個別指導等の公平性、客観性を担保するため、学識経験者の立会いを認めているのみである。

加えて、前述のとおり個別指導等は保険診療の質的向上及び適正化を図ることが目的であることから、第三者たる弁護士の立会いを認める法令上の義務はない。

2 しかしながら、保険医療機関等及び保険医等からの要請があった場合には、地方厚生(支)局が第三者たる弁護士の個別指導等への特同を認めることはあり得る。この場合、弁護士の位置づけは被指導(監査)者の特同であることから、例えば、個別指導等の日程の決定は、行政の裁量に属しているところ、日程を決定するに当たって弁護士の都合は一つの事情として考慮することも可能ではあるが、ひとたび行